弁護士法人
長瀬総合法律事務所
NAGASE Sogo Law Office

NS News Letter

Vol. 17
2017



CONTENTS

1．　Topics：水戸事務所を開設いたしました
2．Column①：Fintech と金融法　SEC 調査報告書の衝撃
　　TheDAO と米国証券法上の「証券」該当性
3．Column②：【企業法務】会社運営の留意点②
4．Column③：【離婚問題】不貞相手を訴えたい！⑤
5．Column④：【交通事故】知っておきたい後遺障害等級認定の実務⑤
6．　Notice：セミナーのご案内

1．Topics：水戸事務所を開設いたしました

県央地域のご相談にも迅速・適切な対応をするために



【代表弁護士・長瀬佑志からのご挨拶】



当事務所は、これまで主に牛久市を中心とした県南地域、日立市を中心とした県北地域の皆様へリーガルサービスの提供をさせていただいておりましたが、水戸市をはじめとする県央地域の方々からも多数のご相談をいただいておりました。

そこで、このたび、**県央地域を中心とする方々により一層お役に立つことができるよう組織的に取り組むべく、水戸事務所を開設することといたしました。**

茨城県県央地域は、県庁所在地である水戸市をはじめとして、茨城県の工業・産業のみならず、県都としての行政機能を担う重要なエリアです。個人の方、企業の皆様にとっても、より一層の法的支援の充実が必要であると考えております。

当事務所は、民事事件（交通事故、離婚、相続ほか）や刑事事件などの個人法務、様々な人権問題だけでなく、多くの企業の顧問として企業法務にも携わってまいりました。これまでの経験を活かし、個人の皆様や企業の皆様に最良の法的サービスを提供いたします。

ご相談に来られた方が笑顔で帰ることのできるよう全力で努めてまいります。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

【事務所概要】

名称	弁護士法人　長瀬総合法律事務所 水戸支所
所在地	〒３１０−０８０３ 茨城県水戸市城南１丁目４番７号 第５プリンスビル７階
代表者	弁護士　長瀬佑志
ＴＥＬ	**０２９−２９１−４１１１**
ＦＡＸ	０５０−３７３０−００６０
営業時間	平日　９：００～１７：００

【地図】



（電車でお越しの場合）

① 常磐線「水戸」駅の「南口」を出ていただき、バスターミナル、桜川を超え、大通りを直進して下さい。

② 水戸駅南パーキング様の建物を過ぎますと、「第５プリンスビル」の入り口がございます。

③ ビル内のエレベーターにて「７階」までお越しいただき、廊下を右へお進みください。

④ 当事務所入り口にてインターホンを押し、お待ちください。スタッフがお迎えいたします。

2．Column①：Fintech と金融法　SEC 調査報告書の衝撃：The　DAO と米国証券法上の「証券」該当性

代表的な仮想通貨であるビットコインが一時 1BTC＝55 万円程度に達するなど、仮想通貨に対する投機熱はますます沸騰しています。ビットコインだけでなく、イーサリアム等のアルトコインの人気も高く、これらの仮想通貨の価格も右肩上がりの傾向が続いています。

そして近年、前回のニュースレターでもご紹介した、仮想通貨を利用した新規仮想通貨公開（Initial Coin Offering：以下 **ICO**）が注目を集めるようになってきています。ICO が盛り上がりを見せる中、2017 年 7 月 25 日、米証券取引等監視委員会（SEC）は、イーサリアム上のプロジェクト「The DAO」で発行された仮想通貨（DAO トークン）について、米国証券法上の「証券」に該当する旨の報告書[1]を公表しました（以下「**本報告書**」といいます）。

本報告書は仮想通貨界隈に大きな衝撃をもたらし、米国投資家もターゲットとする ICO については「証券」に該当しないか、慎重な分析が求められるようになっています。また、本報告書の公表後、中国でも ICO が全面的に禁止されるなど、世界的に ICO に対する規制が強化される傾向が見られます。

そこで、本ニュースレターでは、仮想通貨界隈に大きな衝撃をもたらした SEC による本報告書の概要を分析するとともに、同日 SEC から発出された ICO に対する投資家への注意喚起文書及び他国の ICO に対する規制動向を紹介することとします。

なお、ICO をはじめ、仮想通貨に関する法規制の議論は不透明かつスピーディーに展開しており、今後の法改正・解釈の変遷等により、本ニュースレターにおける記載内容が変更される可能性があることにご留意ください。

POINT

- 2017 年 7 月 25 日、SEC は、DAO トークンについて米国証券法上の「証券」（investment contract、投資契約）に該当する旨の報告書を公表
- ただし、上記報告書はあくまで DAO トークンに関する事例判断であって、ICO で発行されるトークン全てが「証券」に該当すると判断したわけではなく、「証券」該当性はケースバイケースで判断
- 現在、世界的に ICO に対する規制が強化されており、日本でも金融庁に仮想通貨専門チームが設置されたことから、今後の規制の在り方に注視が必要

目次

I.　はじめに 3
II.　本報告書の概要 3
III.　投資家への注意喚起書の発行 5
IV.　終わりに－世界各国の ICO 規制と今後 6

[1] 本報告書の原文については https://www.sec.gov/litigation/investreport/34-81207.pdf　参照

I. はじめに

2017 年 7 月 25 日、SEC は、The DAO の事業体や資金調達に用いる可能性のあるその他の分散台帳システムやブロックチェーンを利用する者に対する助言として、1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。以下「取引所法」といいます。）第 21 条（a）に鑑み、本報告書を発行しました。

本報告書では、DAO トークンが「証券」に該当するかという根本的な論点を含めて、DAO トークンの勧誘・販売に対する米国連邦証券法の適用に関する論点が検討されており、結論として、SEC は、DAO トークンを 1933 年証券法（Securities Act of 1933。以下「証券法」といいます。）及び取引所法に基づく「証券」であると判断しました。

米国で勧誘・販売されるすべての「証券」は、登録免除要件を満たさない限り登録義務が課せられますが、今後、新しいデジタルトークンに対しても米国の証券に関する法律を適用する可能性が提示されたものといえます。

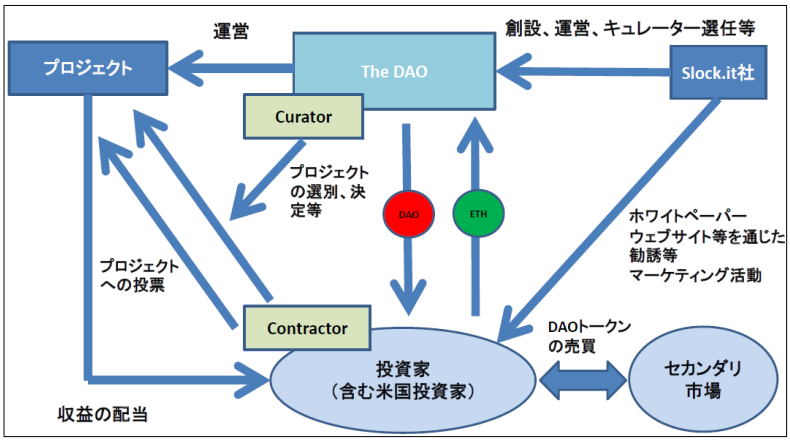
II. 本報告書の概要

1. The DAO と DAO 事件

本報告書公表の背景には、イーサリアムの分裂、いわゆる「DAO 事件」があります。「The DAO」とは、ドイツのスタートアップである Slock.it 社が自律分散型組織（DAO）の概念を実証するためイーサリアム上に設定したプロジェクトのことです。

詳細は割愛しますが、The DAO とは、The DAO というファンドをイーサリアム上に作り、コミュニティベースで管理していこうというスマートコントラクトシステムのことです。そのスキームは概要以下のとおりです。

【The DAO のスキーム】



The DAO は、2016 年 4 月 30 日から 5 月 28 日までに、約 1200 万 ETH（約 1 億 5 千万ドル、156 億円相当）を調達し、DAO トークンの発行量はこの 5 月 28 日までの総発行量が上限とされ、セカンダリ市場での売買も可能とされていました。

投資家は、出資した ETH（イーサリアムの単位）に応じて The DAO の発行する DAO トークンを獲得しますが、DAO トークンには保有数に応じた一定の投票権が付与されており、提案された案件を実施するか否かは、不特定多数の DAO トークン保有者の投票により決定されることとされていました。投資案件の提案自体は誰でも可能ですが、キュレーターと呼ばれる管理者によって承認された案件に対して投票が行われることとされていました。そして、投資した案件からの利益は、事前に定められたルールに従って分配されることとされていました。

ところが、The DAO のシステムには脆弱性が存在したため、この脆弱性を衝いた不正な攻撃により、結果として The DAO の保有する ETH の約 3 分の 1 にあたる約 50 億円分が The DAO ファンドから流出してしまいました。もっとも、不正に流出した ETH の引き出しには一定期間が必要であったため、攻撃者はすぐには ETH を移動させることができず、その間に議論の末、ハードフォークを実施し、攻撃者により ETH が移動される直前の状況に戻すこととされ、結果として攻撃者による ETH の盗難はなかったこととされました。

このハードフォークにより、攻撃者による ETH の盗難はなかったことにされたものの、このような手法を採用したことに対して、中央集権的であると異を唱えるコミュニティもありました。その結果、非中央集権を目指す層はハードフォークを拒否し、新しい仮想通貨であるイーサリアムクラシックを生み出すこととなり、イーサリアムは結果として 2 つに分裂することとなりました。

2. SEC の見解

(1) 「証券」該当性の判断基準

米国証券法上、「証券」の定義は、証券法第 2 条(a)(1)及び取引所法第 3 条(a)(10)で定められているものの、その定義は非常に広範です。そして、「証券」の類型のひとつとして、**“investment contract”（投資契約）**も含まれており、DAO トークンはこの投資契約に該当するか否かが問題となりました。

制定法を採用する日本と異なり、判例法を採用する米国においては、法形式よりも実質で法令に抵触するか判断する手法が多くとられているため、DAO トークンの投資契約該当性についても、Howey 事件[2]における審査基準（**「Howey テスト」**）によって判断されました。

[2] Securities and Exchange Commission v. W.J. Howey Co.(328 U.S. 293(1946)).

Howey テストにおいて、投資契約とは次のように定義されています。

> "An investment contract for purposes of the Securities Act means a contract, transaction or scheme whereby a person ① **invests his money** in ② **a common enterprise** and its led to ③ **expect profits** ④ **solely from the efforts of the promoter or a third party**, [excluded factors] its being immaterial whether the shares in the enterprise are evidenced by formal certificates or by nominal interests in the physical assets employed in the enterprise."

すなわち、投資契約は、ある者が主として他者の努力によって収益を得ることを期待して共同事業に資金を出資することを勧誘される場合に該当するものとされており、Howey テストにおける投資契約該当性の要件は以下の４つです。

① investment of money（資金の投資）
② investment of money is in a common enterprise（共同事業への出資）
③ an expectation of profits from the investment（収益への期待）
④ any profit comes from the efforts of a promoter or third party（他者の努力から派生する利益）

(2) DAO トークンへのあてはめ

DAO トークンが上記要件①～④を充足するかについて、SEC は、本報告書において、以下のように述べています。

ア ① investment of money（資金の投資）

投資契約が存在するかどうかを判断するにあたり、「資金」は必ずしも現金の形式をとる必要はない[3]。The DAO への投資の際、投資家は、ETH を利用し、ETH と引き換えに DAO トークンを受け取るようになっていた。このような投資の形式は、Howey Test によれば投資契約を締結するに値する。

イ ② investment of money is in a common enterprise（共同事業への出資）
③ an expectation of profits from the investment（収益への期待）

DAO トークンを購入した投資家は、共同事業体（The DAO）に投資しており、ETH と DAO トークンを交換した時点でその事業体を通じて収益獲得を合理的に期待している。Slock.it 社とその共同設立者による様々な販促資料によれば、The DAO は資金調達を目的とした営利団体であると投資家に伝えている。ETH はプールされ The DAO のプロジェクトで使用するようにされていた。

前述のように、The DAO ではコントラクターからプロジェクトが提案され、キュレーターが承認したプロジェクトについて、DAO トークンの保有者は、そのプロジェクトに資金を提供するかどうか投票する権利がある。プロジェクトのそれぞれの条件に応じて、DAO トークンの保有者はプロジェクトからの潜在的な利益を得ることを期待していた。よって、合理的投資家は、少なくとも部分的には、The DAO への ETH 投資によって利益を得られるだろうという動機を持っていたといえる。

ウ ④ any profit comes from the efforts of a promoter or third party（他者の努力から派生する利益）

投資家の利益は、Slock.it 社とその共同創設者、キュレーターによる経営努力から派生するものであった。実際、The DAO の運営は彼らの専門知識に頼らざるを得なかった。DAO トークンの保有者はキュレーターによって選定されたプロジェクトに投票を行うのであり、どのようなプロジェクトがホワイトリストに登録されるのかはキュレーターによるもので、利益への期待はそのキュレーターの努力に依存するものであった。

また、DAO トークンの保有者に十分な情報を提供して、それらの情報に基づいて保有者が投票を行うような仕組みは確立されていなかった。DAO トークンの保有者には議決権が付与されたがその権限は限定されたものであって、The DAO にとって何らかの影響力を及ぼすほどのものではなかった。さらに、DAO トークンの保有者は匿名であり、分散していたため、保有者同士による連帯やコントロール行使は困難な状況だった。

エ 小括

以上の分析に基づき、SEC は、DAO トークンは investment contract（投資契約）に該当し、米国証券法上の「証券」に該当するものと判断しました。

米国証券法上、登録義務を負う「発行者」（"issuer"）の定義は非常に広範に定義されており、「証券」を発行するすべての者が該当します（"every person who issues or proposes to issue any security"）。そして、SEC は、DAO トークンが「証券」に該当することから、The DAO は、登録義務の免除要件を充足しない限り、DAO トークンの募集に際して「証券」の発行者として登録が必要であったものとしています。登録義務に違反して「証券」の募集を行った場合、証券法第５条の違反となります。

[3] *See, e.g.*, *Uselton v. Comm. Lovelace Motor Freight, Inc.*, 940 F.2d 564, 574 (10th Cir. 1991)

また、DAO トークンの取引に利用したプラットフォームについても、取引所法に基づき、「取引所」の定義に該当するものとして、登録義務の対象となるとしています。

ただし、**SEC は、「証券」に該当するかは個別事情によるとしており、本報告書はあくまで DAO トークンが「証券」に該当する、との判断を示したにすぎません。**そのため、今後 ICO によって発行されるトークンがすべて「証券」に該当するとしたわけではなく、ケースバイケースで個別に「証券」該当性が判断されることとなるものと思われます。

III. 投資家への注意喚起書の発行

SEC は、本報告書と併せて、7 月 25 日、投資家向けの注意喚起書[4]を公表しています（以下「**本注意喚起書**」といいます）。本注意喚起書では、ICO への投資判断を行う前に考慮すべきポイント等が警告されています。本注意喚起書の要点は以下のとおりです。

① 事実や状況によっては、ICO は「証券」の販売を伴うことがある。その場合、仮想通貨やトークンの ICO は、SEC に登録されるか、登録免除要件を充足している必要がある。ICO に投資する前に、トークンが「証券」に該当するかどうか、それらの販売者が SEC に登録されているか確認する必要がある。その際の留意点は以下のとおり。
- ICO が SEC に登録されている場合、登録届出書や Form S-1 等の情報を EDGAR[5]を通して SEC.gov 上で確認することができる。
- 資金調達者が、ICO は登録免除されていると述べている場合や、投資家が適格投資家ではない場合、慎重な注意が必要である。ほとんどの免除要件には、自己資本や収入の条件がある。
- ICO はクラウドファンディング契約であると説明されることがあるが、それらはクラウドファンディングに関する規制や、連邦証券法を順守した ICO ではない可能性がある。

② 投資した資金が何に使われ、どのような権利がその仮想トークンによって与えられるのか質問すること。資金調達者は、投資家が理解できるような明確な事業計画を持っていなければならない。仮想通貨やトークンが付与する権利は、ホワイトペーパーや開発ロードマップの中に明確に記載されている必要がある。とくに、投資家が換金や返金を希望した場合に、いつ、どのように返還されるのか、たとえば、仮想通貨やトークンを資金調達者に返還することによって払戻しを受ける権利があるのか、または、仮想通貨やトークンを転売できるのか、その際には何らかの制限はあるのかなど、具体的に確認すべきである。

③ 仮想通貨やトークンが証券に当たる場合、連邦及び州の証券法では、投資に関して売出しや取引、助言を行う専門家や企業は、免許を取得し、または登録されることが必要となる。これらの専門家や企業の登録状況・バックグラウンドについては Investor.gov で調べることができる。

④ ブロックチェーンがオープンでパブリックか、プロジェクトのコードは公開されているか、独立したサイバーセキュリティ監査を受けているか確認すること。

⑤ 詐欺師は、しばしばイノベーションや新たなテクノロジーを不正な投資スキームの実行に利用する。ICO 投資を、最先端の世界に飛び込むための「機会」であると誇大な宣伝をしたり、ハイリターンを保証するなどと言ったりして、投資家の気を引く。投資家は、専門用語が盛り込まれたピッチや、強引な販売、常識外れのリターンには常に疑いを持つべきである。また、実際には詐欺にもかかわらず、ブロックチェーン技術を駆使して素晴らしく見える ICO を作り上げることは比較的容易なのである。

⑥ 仮想通貨取引所や仮想通貨・トークンなどを保有している組織は、詐欺や技術的不具合、ハッキング、またはマルウェアの影響を受けやすい。ハッカーによる仮想通貨やトークンが盗まれる可能性もある。

⑦ 詐欺や盗難が発生した場合、ICO による投資手法は投資家の資金の回収を難しくする。連邦証券法において投資家に権利があったとしても、回収する手法は極めて限定的である。

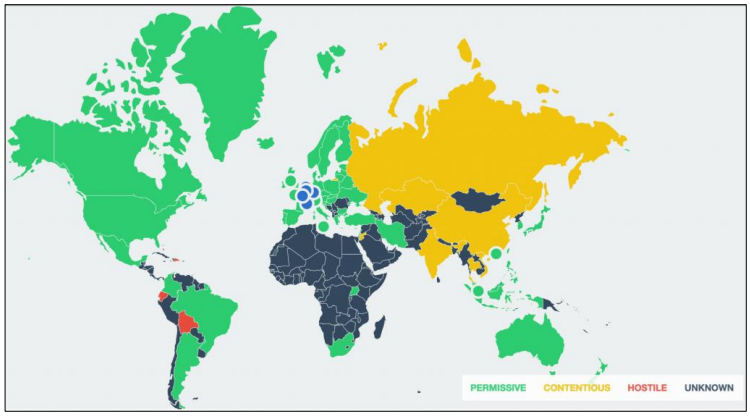
もし仮想通貨やトークンが詐欺や盗難にあった場合、①資金の流れの追跡、②クロスボーダー、③中央当局の不在、④仮想通貨の凍結・保護、といった仮想通貨システム特有の課題が、盗まれた資産の回収を非常に困難にさせている。そこで、SEC では、ハイリターンの保証や依頼していない勧誘、限定的な購入機会などを謳うものには十分な警戒を持つよう促している。

このように、一般投資家向けに ICO に関する注意文書を発出するということからも、SEC は消費者保護の観点からも ICO に対応していくものと思われます。

[4] 原文については、
https://www.investor.gov/additional-resources/news-alerts/alerts-bulletins/investor-bulletin-initial-coin-offerings を参照

[5] https://www.sec.gov/edgar/searchedgar/webusers.htm

IV.　終わりに－世界各国の ICO 規制と今後



【世界各国の ICO・仮想通貨に対する規制の概要】（出典：http://bitlegal.io/）

No.	国	規制の概要
1	米国	7/25： DAO トークンが「証券」に該当する旨のリリース（ICO の全面禁止ではない）[6]
2	シンガポール	8/1：シンガポール金融管理局（MAS）より、「トークンが証券先物法の対象となる場合、MAS の規制対象となりうる」旨の声明発表[7]
3	カナダ	8/24：カナダ証券管理者（CSA）より、ICO に証券法が適用される可能性がある旨の通知を公表[8]
4	ロシア	9/4：ロシア中央銀行より、ICO 及び仮想通貨に対して注意喚起のプレスリリース[9]
5	中国	9/4：中国人民銀行より、既存・新規問わず ICO 全面禁止の声明発表
6	香港	9/5：香港の証券取引委員会（SFC）より、香港設立の法人による ICO だけでなく、香港の国内・国外問わず香港人が参加する ICO について、「証券」に該当しうる旨の声明を公表[10]。
7	韓国	現状、韓国では仮想通貨に関する法規制はないものの、公正取引委員会（KFTC）、国税庁（NTS）、金融委員会（FSC）などを交え、規制強化に向けて検討中[11]

本報告書のとおり、米国は、ケースバイケースの判断ではありますが、ICO を「証券」とみなし、一定の規制を課す方向に舵を切ったものといえます。

そして、米国に続きシンガポールでも、2017 年 8 月 1 日にシンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore：MAS）は、資金調達の手段として ICO が増加したことを受け、トークンの売出しについて、証券先物法の規制の対象となるような金融商品と同様のものに対して規制する方向性を打ち出しました。また、トークン自体だけではなく取引所なども MAS による承認を必要とするなどの規制を受けることになる可能性があります。

さらに、米国、シンガポールに続き、8 月 24 日には、カナダ証券管理局（The Canadian Securities Administrators）は、投資家保護の観点から ICO を監督する必要がある旨公表しています。

8 月 30 日にはイスラエル証券庁（Israeli Security Authority）が ICO について証券法の適用が可能か調査を実施するとしています。

9 月 4 日には、中国人民銀行は、ICO の中には詐欺的なものもあり、社会経済を無秩序に至らしめるとして他国よりも厳しい対応を取り、全面的に禁止とする方向性を示し、その影響でビットコインをはじめ主要なアルトコインの価格が急落しました。

また、中国が ICO 禁止を明言した翌日 9 月 5 日には、香港の証券先物委員会（Securities and Futures Commission）も、増加する ICO に対する懸念を示し、ICO で販売されるトークンが「証券」とみなされる可能性がある見解を公表しています。

このように、相次いで ICO に対する規制の可能性を表明する国が現れてきていますが、今後、日本でも ICO に対して何らかの規制が設けられるのか注目されます。金融庁も来月 10 月から、専任の「仮想通貨モニタリング長」のポストを設け、30 人規模の専門チームを設置することとしていますが12、イノベーションの育成と投資家保護のバランスのとれた規制が望まれます。

6 https://www.sec.gov/news/press-release/2017-131

7 http://www.mas.gov.sg/News-and-Publications/Media-Releases/2017/MAS-clarifies-regulatory-position-on-the-offer-of-digital-tokens-in-Singapore.aspx

8 https://www.securities-administrators.ca/aboutcsa.aspx?id=1606

9 https://www.cbr.ru/press/PR/?file=04092017_183512if2017-09-04T18_31_05.htm

10 https://techcrunch.com/2017/09/05/hong-kong-ico-concern/

11 http://btcnews.jp/47vcmhym12465/

12 https://www.nikkei.com/article/DGXLASDC12H2S_S7A910C1EE9000/

株主総会　書面の投票制度と議決権行使の「棄権」の取り扱い

【質問】

当社では、株主総会における議決権行使の方法として書面投票制度を採用しており、各議案についての賛否の欄には**賛成・反対**の２種類のみ設けており、これまで各株主からはいずれかを記載した議決権行使書面を受け取っていました。

このたび、当社大株主から、議決権行使書面に「**棄権**」と記載された書面が送られてきました。棄権している以上、株主総会に参加する意思もなかったものとして、定足数にも含める必要はないのでしょうか。また、株主総会の現場でいわゆる動議がなされる場合もありますが、棄権した株主については動議について欠席したものとして扱ってよいでしょうか。

【回答】

会社法上、議決権行使書面に「棄権」と記載して議決権行使をした株主についても、株主総会に出席したものとして扱われるため、出席数議決権数に算入する必要があります。

また、動議のうち、休憩や質疑打ち切り等の手続的動議については、書面投票を行った株主は欠席したのとして取り扱う一方、役員選任議案に対する候補者の変更提案等の修正動議については、書面投票を行った株主も出席議決権には含め、賛成には含めないこととされています。

【解説】

１．書面による議決権行使（書面投票制度）

会社は、株主が１０００人以上いる場合には、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権行使できる旨を定めなければなりません（会社法２９８条２項）が、１０００人未満であっても、自主的に株主総会に出席しない株主が書面により議決権を行使できる旨定めることができます（会社法２９８条１項３号。以下、「書面投票制度」といいます。）。

書面投票制度を採用した場合、会社は、招集通知に際して、株主に①株主総会参考書類及び②議決権行使書面を交付する必要があります（会社法３０１条１項）。

そして、②議決権行使書面には、議案ごとに、株主が賛否を記載する欄を設けなければならないこととされ（会社法施行規則６６条１項１号）、別に「棄権」の欄を設けてもよいこととされています（同号括弧書）。

２．動議と書面投票

株主総会においては、あらかじめ招集通知に記載された議題についての審議・採決が行われるだけでなく、株主総会の現場における株主の提案で審議・採決が行われる、いわゆる「動議」がなされる場合があります。

動議には、①総会運営・議事進行に関する手続的動議と、②総会の議題や議案に関する修正動議の２種類に分類されますが、このうち後者の修正動議は、議案提出権（会社法３０４条）に根拠を持ち、原則として株主総会で取り上げて審議・採決が必要となります（「付議」といいます。）

休憩や質疑打ち切り等の①手続的動議については、実際に出席していない株主に対して株主総会前にこれらの動議に関して意思決定する資料を与えられていないため、書面投票の内容に関わらず、欠席扱い（すなわち、出席数議決権数にも含めない）とされています。

これに対して、役員選任議案に対する候補者の変更提案等の②修正動議については、書面投票を行った株主を欠席扱いにすると、実際に出席しているわずかな株主によって決議されてしまうおそれがあるため、書面投票も出席議決権数には含めつつ、賛成には含めないこととされています。

動議の種類	書面投票の取扱い
手続的動議	欠席扱い（出席数議決権数に含めない）
修正動議（議題原案の内容を変更）	「棄権」扱い*（出席数議決権数には含めつつ、「賛成」には含めない＝「反対」と同じ）

株主総会　書面投票と電子投票の重複時の取り扱い

【質問】

当社では株主総会における議決権行使の方法として今年度から、書面投票とともに、インターネットによる電子投票制度も併せて導入することとしました。

このたび、取締役選任に関する議題について、大株主Ａから、**書面投票では「賛成」と記載**されていた一方、その後に送信された**電子投票では「反対」**と記載されていました。**この場合、当該議題について、Ａは「賛成」、「反対」いずれを有効な議決権行使として扱うべきでしょうか。**

また、同じ議題について、電子投票では「賛成」と記載していた株主Ｂが、電子投票後、株主総会に実際に出席してきて「反対」に投じた場合、いずれを有効な議決権行使として扱うべきでしょうか。

【回答】

書面投票と電子投票双方を採用している会社は、招集事項において、両者の内容が対立する場合にどちらが優先するかを定めておくことが可能です。

また、**こうした定めがない場合、時間的に後に出された議決権行使を優先するのが一般的**であるため、Ａの「反対」と記載した電子投票が後に行われたのであれば、Ａは「反対」に投じたものとして扱うこととなります。

また、既に電子投票を行った場合であっても、株主総会に出席すると電子投票の効力が失われるため、株主総会に出席したＢは、「反対」に投じたものとして扱うべきこととなります。

【解説】

１．インターネットによる議決権行使（電子投票制度）

会社は、株主総会の招集事項として、株主が電磁的方法による議決権行使（電子投票）を行うことができる旨定めることが認められています（会社法２９８条１項４号、４項）。

なお、書面投票制度と異なり、株主数が１０００人以上であっても、電子投票制度の採用は義務づけられていません。

電子投票制度を採用した場合、会社は、電磁的方法によって議決権行使書面に記載すべき事項を株主に提供する必要があります（会社法３０１条１項、会社法施行規則６６条）。

なお、電子投票制度は、書面投票制度を基礎として設計されていることから、電子投票の取り扱い等については、基本的に書面投票制度と同様の議論が妥当するため、前項の「株主総会　書面投票制度と議決権行使の「棄権」の取扱い」についてもご参照ください。

２．書面投票と電子投票の重複行使

会社は、書面投票制度と電子投票制度を併せて採用することも可能ですが、その場合、書面投票と電子投票が重複して行使された場合、両者間で議決権の内容が矛盾・対立する場合が考えられます。

かかる場合に備えて、まず、会社法上、書面投票と電子投票の内容が対立する場合の処理についてあらかじめ招集事項又は定款に定めることができます（会社法施行規則６３条４号ロ）。

具体的には、「時間的に後に到達したものを有効とする」、「白票とする」といった定めや、時間的な先後とは関係なくいずれかが優先するとして、たとえば「書面投票と電子投票による議決権行使が重複した場合、電子投票が優先する」といった定めも有効とされています。

次に、かかる事項を招集事項等に定めていなかった場合、議決権行使の時間的な先後により、「後に出された方が優先する」（≠「後に到着した方」）ものと解するのが一般的です。

３．電子投票と出席による議決権行使の優劣関係

電子投票による議決権行使が認められるのは、「株主総会に出席しない株主」だけです（会社法２９８条１項４号）ので、株主が既に電子投票を行った場合であっても、当該株主が株主総会に出席すると、既に提出した電子投票の効力は失われるものと解されています。

なお、これには株主自身が実際に株主総会に出席した場合だけでなく、代理人を出席させた場合も含まれるものと解されていますので、電子投票を行った株主が委任状を付与した場合には、常に委任状が優先し、電子投票の内容にかかわらず委任状に基づく代理人の議決権行使が有効になります。

株主総会　株主優待制度の法的問題点

【質問】

当社ではこれまで特に株主様に対する優待制度を実施してきませんでしたが、株主様の当社の ROE や株主への利益還元政策に対する見方も年々厳しさを増してきており、新たに株主優待制度を取り入れることを検討しております。

当社は人気のプロ野球球団のオーナー会社の系列であるため、当該球団の試合の観戦チケットを一定数以上の株式を保有する株主様に対して抽選で付与することを検討していますが、会社法上留意すべき点があればご教示ください。

【回答】

株主優待制度は、**①株主平等原則に違反しないか、②株主の権利行使に関する利益供与の禁止に抵触しないか、③配当規制等に抵触しないか、といったことに留意する必要があります**。

一般的には株主優待制度は禁止されているものではありませんが、自社事業のサービスの一環として社会通念上相当な範囲内で行うことが必要となります。

【解説】

１．株主優待制度

株主優待制度とは、株主に対して会社の事業に関連する便益を付与する制度をいい、たとえば鉄道会社が一定数以上の株式を持つ株主に優待乗車券を付与したり、事業会社が自社製品の商品券を付与したりするものをいいます。

また、近年では株主優待の内容も多岐にわたっており、自社の系列のスポーツ団体の試合の観戦チケットを抽選で付与したり、図書カード等の換金性の高い商品を付与したりする例もあります。

２．株主平等原則との関係

株主平等原則とは、株主をその有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱わなければならないとする原則です（会社法１０９条）。一定数以上の株式を有する株主に対する株主優待制度は、かかる株主平等原則に違反しないかが問題となりますが、結論としては、通常の株主優待制度であれば、以下の理由から株主平等原則に違反しないとされることが一般的です。

①　株主優待制度は営業上のサービスであること
②　軽微な差別に過ぎないこと
③　各株式につき分子を１として所定の株式数を分母とする分数量の権利であるから、その分数量の間で平等であればよいこと

もっとも、これらの理由により正当化できない株主優待、具体的には恣意的に特定の株主を優待したり、軽微とはいえないような価値のある物品を一定数以上の株式を持つ株主に付与したりするような株主優待は、株主平等原則に違反する可能性があるといえます。

３．株主の権利行使に関する利益供与の禁止との関係

会社は、株主の権利の行使に関して何人に対しても財産上の利益の供与をすることを禁じられています（会社法１２０条）。

株主に財産上の利益を供与する株主優待制度が同条の禁止に抵触しないかが問題となりますが、社会通念上許容される範囲であれば、同条の禁止対象ではないと解されています。

もっとも、鉄道会社が株主優待として交付する乗車券の枚数につき交付基準による算定を厳格に行わずに基準よりも多くの乗車券を交付したことについて、社会通念上許容された範囲内で適正に行われたものとはいえないとして同条に違反すると認めた裁判例があるとおり（高知地裁昭和６２年９月３０日判時１２６３号）、あくまで「社会通念上許容される範囲」であることが必要となります。

また、役員選任について現職取締役と対立する議案が株主から提出されている場合に、会社が議決権を行使した株主に Quo カード一枚（５００円相当）を交付することは、同条の利益供与に該当するとした裁判例があるとおり（東京地裁平成19年１２月６日判タ１２５８号）、株主優待の価値に関わらず、会社の意図・目的によっては、同条に抵触すると判断される可能性があります。

４．配当規制との関係

株主に対する配当には分配可能額の制限等の配当規制が適用される（会社法４５４条以下）ところ、株主優待制度は現物配当に該当し、配当規制の対象とならないかが問題となります。この点、会社に関連する事業に関する無料券等の交付を受けることは、株主権の内容になっていないこと、会社の事業上のサービスの一環にすぎないこと、及び経済的価値が必ずしも大きくないこと等を理由に、株主優待制度には厳格な株主平等原則が適用されず、そのような特徴を満たしている限り、現物配当には当たらないと解するのが一般的です。

ただし、特に会社が有する資産や自社のサービスではないものを無償で交付する場合には、会社財産の流出が不可避的であるため、社会的相当性が認められる場合を除き、現物配当に該当するという見解もあるため、株主優待の内容が自社事業に関連し、交付価値も過大でないことが必要となると思われます。

4．Column③：【離婚問題】不貞相手を訴えたい！⑤　争点

今回は、他方配偶者に不倫・浮気をされてしまった方が、「不貞相手を訴えたい！」と思ったときにご留意いただきたいことをお伝えします。

離婚問題サイト ▶http://rikon.nagasesogo.com

●　慰謝料請求の争点

争点③　既婚者とは知らなかった

不倫・不貞行為に及んだ相手方に対する慰謝料請求の法的根拠は不法行為責任にありますが（民法７０９条、７１０条）、不法行為責任が成立するためには、加害行為者に故意又は過失があることが必要です。

言い換えれば、婚姻関係が不貞行為当時破綻していると信じていたのであれば、故意又は過失がなく、不法行為責任が成立しないことになります。

この点、不貞に及んだ第三者としては、他方配偶者が既婚者である以上、安易に不貞関係に入らないように注意すべきであり、無過失と認めるためには、婚姻関係が破綻しているとの他方配偶者の言葉を信用しただけでは足りず、他方配偶者の言葉を裏付ける根拠があることが必要であるとされています（判例タイムズNo1278・53頁）。

不貞行為当時から「夫婦仲が冷めきっている」との主張

実務では、不貞相手に対して慰謝料請求をすると、不貞相手から「付き合っている当時から”夫婦仲が冷めきっている”と聞かされていたので、既に婚姻関係が破綻していると思っていた」という弁解がされることあります。

この場合の過失の判断ですが、不貞相手としては、他方配偶者が既婚者であることを認識している以上、安易に不貞関係に入らないように注意すべきであり、過失がないとは容易には認められない傾向にあります。

不貞行為の途中から既婚者であることを知ったとの主張

他方配偶者と関係を持った当初は既婚者であることを知らなかったものの、不貞関係を続けている最中に、相手方が既婚者であることを認識したというケースもあります。

この場合、既婚者であることを認識したにもかかわらず、不貞関係を続けるのであれば、継続した不貞行為に対して不法行為責任が成立することになります。

一方、既婚者であることを認識した後は不貞関係をやめた場合には、不法行為責任が成立しないことになります。

不倫・不貞をされた側は、まずは不貞相手に対し、他方配偶者との不貞行為をやめるよう通知を送付するべきといえます。

通知書を送付することで、その後も他方配偶者との関係を継続するのであれば、故意による不貞行為であると立証しやすくなる上、通知書を送付した後の不貞関係自体が別の不法行為に該当すると主張することも考えられるためです。

不貞相手に対する慰謝料請求では、様々な反論がなされることも少なくありません。

実際に慰謝料請求をする場合には、相手方の反論も予想して対応を講じていく必要があります。

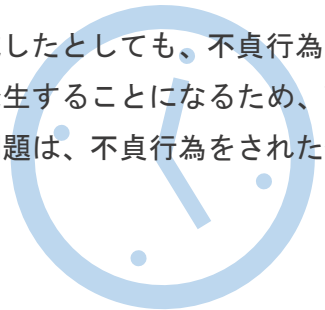


争点④　消滅時効

第４の争点は、不貞行為に対する消滅時効が完成しているかどうかという問題です。

不法行為責任は、「損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する」（民法７２４条）と規定されています。したがって、不貞行為を知ってから３年以上経過した後に慰謝料請求をする場合には、消滅時効が完成していることになります。

もっとも、仮に不貞行為を行われたことが３年以上前に発覚し、消滅時効が完成したとしても、不貞行為が原因で離婚することになった場合、離婚に伴う精神的苦痛に対する慰謝料は別に発生することになるため、離婚に伴う慰謝料については認められることになります。したがって、消滅時効の問題は、不貞行為をされた結果、夫婦が離婚したかどうかによって、以下のように整理することができます。



離婚に至っていない場合

１　訴え提起より３年以上前に不貞が終了していた場合

消滅時効は、不貞行為を知ってから３年で完成するところ、この場合には、すでに消滅時効が完成していることになります。

したがって、不貞行為に対する慰謝料請求権はすべて時効によって消滅することになります。

２　訴え提起時点でも不貞行為が継続中の場合

消滅時効は完成しておらず、不貞行為に対する慰謝料請求権は認められることになります。

３　訴え提起前３年以内に不貞が終了していた場合

消滅時効は完成しておらず、不貞行為に対する慰謝料請求権は認められることになります。

離婚に至った場合

１　訴え提起より３年以上前に不貞が終了していた場合

消滅時効は、不貞行為を知ってから３年で完成するところ、この場合には、すでに消滅時効が完成していることになります。したがって、慰謝料請求権はすべて時効によって消滅することになります。

但し、不貞行為に対する慰謝料請求は消滅時効が完成しているとしても、離婚に伴う慰謝料請求については、離婚によって生じた損害であることから、離婚時に損害を知ったことになり、消滅時効は離婚時から進行することになります。したがって、離婚に伴う慰謝料請求については消滅時効が完成していないために認められることになります。

２　訴え提起時点でも不貞行為が継続中の場合

消滅時効は完成しておらず、不貞行為に対する慰謝料請求権は認められることになります。また、前記のとおり、離婚に伴う慰謝料請求も消滅時効が完成していないために認められることになります。

なお、実際に慰謝料を請求する場合には、不貞行為に対する慰謝料と離婚に伴う慰謝料を別々に請求するのではなく、合わせて請求し、慰謝料額に反映させることになります。

３　訴え提起前３年以内に不貞が終了していた場合

消滅時効は完成しておらず、不貞行為に対する慰謝料請求権は認められることになります。

また、前記のとおり、離婚に伴う慰謝料請求も消滅時効が完成していないために認められることになります。

以上が不倫・不貞相手に対する慰謝料請求の争点④「消滅時効」に関する解説となります。

不貞行為における慰謝料請求における消滅時効のポイントは、消滅時効の起算点と、不貞行為に対する慰謝料と離婚に伴う慰謝料は区別すること、の２点になります。

仮に、不貞行為を知った時期が３年以上前であるとしても、結果として離婚することになった場合には、離婚に伴う慰謝料請求は認められる余地があります。不貞行為をされた側が慰謝料請求をする場合には、不貞行為が発覚した時期がいつなのかも注意する必要があります。

５．Column④：【交通事故】知っておきたい後遺障害等級認定の実務⑤

当事務所では、交通事故問題についても、多数の案件に対応しております。

今回は、後遺障害が「上肢」に残存した場合について解説します。

● 上肢の欠損（上肢の欠損障害）

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
１級３号	両上肢をひじ関節以上で失ったもの
２級３号	両上肢を手関節以上で失ったもの
４級４号	１上肢を肘関節以上で失ったもの（①～③のいずれか） ①　肩関節において、肩甲骨と上腕骨を離断したもの ②　肩関節とひじ関節との間において上肢を切断したもの ③　肘関節において、上腕骨と橈骨及び尺骨とを離断したもの
５級４号	１上肢を手関節以上で失ったもの（①～②のいずれか） ①　ひじ関節と手関節の間において上肢を切断したもの ②　手関節において、橈骨及び尺骨とを離断したもの

● 上肢の機能障害（肩・肘・手の動きについて障害があるもの）

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
１級４号	両上肢の用を全廃したもの（①～③のいずれか） ①　関節が強直したもの ※肩の関節については、肩甲上腕関節（肩甲骨と上腕骨との間の関節）が癒合し骨性強直していることがＸ線写真により確認できるものを含みます。 ②　関節の完全弛緩性麻痺またはこれに近い状態にあるもの ③　人工関節・人工骨頭を挿入置換した関節のうち、その可動域が健側の２分の１以下に制限されているもの
５級６号	１上肢の用を全廃したもの ※３大関節のすべてが強直し、かつ手指全部の用を廃したものをいいます。
６級６号	１上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの
８級６号	１上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの
１０級１０号	１上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの（①②いずれか） ①　関節の可動域が健側の可動域角度の２分の１以下に制限されているもの ②　人工関節・人工骨頭を挿入置換した関節のうち、その可動域が健側の可動域角度の２分の１以下に制限されていないもの
１２級６号	１上肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの ※関節の可動域が健側の可動域角度の４分の３以下に制限されているものをいいます

● 上肢の動揺関節

動揺関節とは、間接の安定性機能が損なわれたため、関節の可動性が正常より大きく（参考可動域以上に）、あるいは異常な方向に運動可能になったものをいいます。

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
１０級相当	常に硬性補装具を必要とするもの
１２級相当	時々硬性補装具を必要とするもの
１２級相当	習慣性脱臼

● 上肢の偽関節・変形障害

偽関節とは、骨折等による骨片間の癒合機転が止まって、異常可動を示すものをいいます。

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	麻痺の程度
７級９号	１上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの（①②いずれか） ① 上腕骨の骨幹部または骨幹端部（以下「骨幹部等」といいます）に癒合不全を残すもの ② 橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等に癒合不全を残すもの
８級８号	１上肢に偽関節を残すもの（①～③のいずれか） ① 上腕骨の骨幹部等に癒合不全を残すもので、常に硬性補装具を必要としないもの ② 橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等に癒合不全を残すもので、常に硬性補装具を必要としないもの ③ 橈骨及び尺骨のいずれか一方の骨幹部等に癒合不全を残すもので、時々硬性補装具を必要とするもの
１２級８号	長管骨に変形を残すもの（①②いずれか） ① 上腕骨に変形を残すもの ② 橈骨及び尺骨の両方に変形を残すもの （いずれか一方のみの変形でも、その程度が著しいものはこれに該当します） ③ 上腕骨、橈骨及び尺骨の骨端部に癒合不全を残すもの ④ 橈骨または尺骨のいずれか一方の骨幹部等に癒合不全を残すもので、時々硬性補装具を必要とするもの ⑤ 上腕骨（骨端部を除く）の直径２／３以下に、または橈骨もしくは尺骨（それぞれの骨端部を除く）の直径が１／２以下に減少したもの ⑥ 上腕骨が５０度以上外旋または内旋変形癒合しているもので、次のいずれにも該当することが確認されるもの Ａ）外旋変形癒合にあっては、肩関節の内旋が５０度を超えて可動できないこと、また、内旋変形癒合にあっては、肩関節の外旋が１０度を超えて可動できないこと Ｂ）Ｘ線写真等により、上腕骨骨幹部の骨折部に回旋変形癒合が明らかに認められること

● 上肢の醜状障害

醜状障害とは、上肢の露出面（肘関節以下の腕・手・指）に、手のひら大の痣を残すものをいいます。

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	麻痺の程度
１４級４号	上肢の露出面に手のひら大の大きさの醜い痕を残すもの

各部位の詳しい説明は、交通事故サイトへ！ 交通事故専門サイト▶http://jiko.nagasesogo.com

☑ **全身**
遷延性意識障害、末梢神経障害
CRPS（RSD, カウザルギー）
脊髄損傷

☑ **上肢**
欠損障害、機能障害
動揺関節、偽関節・変形障害、
醜状症状

☑ **内臓**
胸腹部臓器、呼吸器、循環器、
胃、小腸
大腸、肝臓、胆嚢（胆のう）、
膵臓、脾臓、腎臓

☑ **脊椎**
運動障害、変形障害

☑ **その他体幹**
その他体幹骨

☑ **頭**
高次脳機能障害、麻痺
てんかん、非器質性精神障害
頭痛、頭、醜状障害

☑ **眼**
視力障害、調節機能障害
運動機能障害、複視、視野障害
外傷性散瞳、流涙
まぶたの欠損障害・運動障害

☑ **耳**
欠損障害、耳鳴り、耳漏、難聴

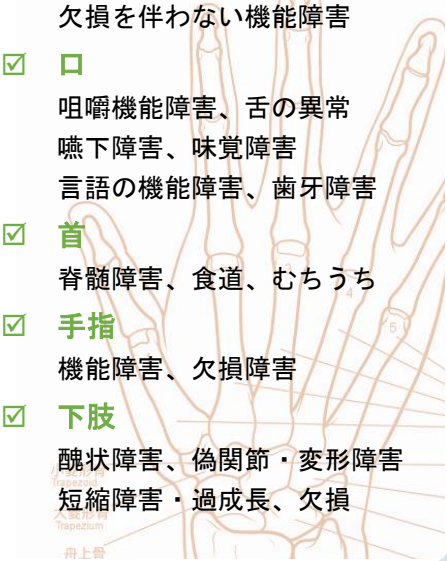
☑ **鼻**
嗅覚障害、欠損障害
欠損を伴わない機能障害

☑ **口**
咀嚼機能障害、舌の異常
嚥下障害、味覚障害
言語の機能障害、歯牙障害

☑ **首**
脊髄障害、食道、むちうち

☑ **手指**
機能障害、欠損障害

☑ **下肢**
醜状障害、偽関節・変形障害
短縮障害・過成長、欠損



６．Notice：セミナーのご案内

当事務所は、リーガルサービスを、「**臨床法務（トラブルの解決）**」という面だけではなく、「**予防法務（トラブルの防止）**」、さらには「**戦略法務（事業戦略への活用）**」という面でも捉えています。
当事務所では、リーガルサービスを有効にご活用いただくべく、顧問先様をはじめとした各企業・事業主様に向けて、継続的にセミナーを開催しています。
現在、当事務所で開催を予定しているセミナーは、以下の一覧のとおりです。

対象	テーマ	牛久	水戸
社会保険労務士様	労働組合対策 合同労組・ユニオンへの初動対応の実務	平成２９年１０月２０日（金） 午後５時～午後６時３０分	平成２９年１０月２６日（木） 午後５時～午後６時３０分
	ハラスメント対策 ハラスメント類型別　初動対応の実務	平成２９年１２月１９日（火） 午後５時～午後６時３０分	平成２９年１２月２１日（木） 午後５時～午後６時３０分
	長時間労働対策 長時間労働の法的リスク別対応の実務	平成３０年　２月２３日（金） 午後５時～午後６時３０分	平成３０年　２月２７日（火） 午後５時～午後６時３０分
接骨院整骨院様	交通事故患者を巡る法律と治療の実務		平成２９年１０月　６日（金） 午後１時～午後２時３０分
	交通事故患者への問診・説明方法		平成２９年１２月　８日（金） 午後１時～午後２時３０分
	知っておきたい弁護士の活用法		平成３０年　２月　２日（金） 午後１時～午後２時３０分
介護事業者様	施設内トラブルと職員の精神的負担の軽減方法と対策	平成２９年　９月２９日（金） 午後１時～午後３時	
	介護保険制度改正における介護事業者の取り組み	平成２９年１１月２４日（金） 午後１時～午後３時	
運送会社様	問題社員対策	平成２９年１１月２２日（水） 午後５時～午後６時３０分	平成２９年１１月２９日（水） 午後５時～午後６時３０分

ご興味のあるセミナーがございましたら、ぜひご参加をご検討いただけますと幸いです。
なお、顧問先様は、セミナーのご参加は無料となりますので、社員研修等の一環として、ぜひご活用をご検討ください。

■■　お客様お問い合わせ記入欄　■■

ご質問・ご不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

TEL　029-875-8180（平日 9:00～17:00）
FAX　050-3730-0060
E-MAIL　nagase@nagasesogo.com

☐　今回の記事について相談したい
☐　開催セミナーについて相談したい
☐　法律問題・顧問契約について相談したい

【お問い合わせ先】弁護士法人　長瀬総合法律事務所

［牛久本部］

〒３００−１２３４
茨城県牛久市中央５−２０−１１
牛久駅前ビル５０１
TEL　０２９−８７５−８１８０
FAX　０５０−３７３０−００６０



［日立支所］

〒３１７−００７３
茨城県日立市幸町１−４−１
日立駅前ビル４階
TEL　０２９４−３３−７４９４



［水戸支所］

〒３１０−０８０３
茨城県水戸市城南１−４−７
第５プリンスビル７階
TEL　０２９−２９１−４１１１



すべてのクライアントの「再生」のために

総 合 サ イ ト：http://nagasesogo.com
離 婚 サ イ ト：http://rikon.nagasesogo.com
企業法務サイト：http://houmu.nagasesogo.com
交通事故サイト：http://jiko.nagasesogo.com
債権回収サイト：http://saikenkaisyu.nagasesogo.com
相 続 サ イ ト：http://souzoku.nagasesogo.com
刑事事件サイト：http://keiji.nagasesogo.com
労働問題サイト：http://roudou.nagasesogo.com